

個人さまに対する請求書類（「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」）  
の発送について

2025 年 9 月 24 日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ご請求対象期間：2025 年 7 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで（原則 3 ヶ月単位）
- ご請求受付開始：2025 年 10 月 1 日

なお、2025 年 10 月 1 日以降の一時立入にもなう移動費用の賠償のご請求にあたりましては、ご負担された交通費や宿泊費等が確認できる証明書類とともに、ご請求者さまのご負担軽減とお手続きの円滑化のため、一時立入の事実が確認できる証明書類のご提出が必要となります。

つきましては、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間（ご請求受付開始：2026 年 1 月 1 日以降）、大切に保管いただきますようお願いいたします。

○証明書類（移動日ごと）

- ①立入証明書類（以下のいずれかひとつ）
    - ・立入日が記載された一時立入車両通行証
    - ・スクリーニング済書の写し
  - ②自治体が発行した期間が 2 日間以上の一時立入許可証の場合
    - ・一時立入許可証（写し）と日付入りの被災地のご自宅の写真
  - ③立入規制が緩和された行政区に一時立入を行った場合
    - ・日付入りの被災地のご自宅の写真
  - ④負担された実費が分かる交通費等の領収書
    - ・上記①から③に加えて、高速道路代、新幹線などの特急料金、宿泊費など
  - ⑤住居解体後の一時立入を行った場合
    - ・①から④に加えて立入目的がわかる作業前後の日付入写真
- なお、⑤の写真を提出する場合は②または③の写真は不要

上記以外にも、やむを得ない理由により損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-----  
<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前 9 時～午後 7 時（月～金〔除く休祝日〕）

午前 9 時～午後 5 時（土・日・休祝日）  
-----